

公衆浴場における家族風呂等の取り扱いに関する事項を定める要領

(目的)

第1条 この要領は、西宮市公衆浴場法施行条例（平成24年西宮市条例第42号）第4条第1項第1号及び第2項第4号の規定に基づき設置された家族風呂等の管理について必要な事項を定めるものとする。

(家族風呂等の設置及び利用)

第2条 家族風呂等の設置及び利用にあたっては、次によらなければならない。

- (1) 利用方法、利用対象者、受付方法等、家族風呂等の利用にあたり必要な事項を施設の入口等利用者に分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) あらかじめ利用対象者その他必要な事項を利用者に説明すること。
- (3) 混浴で利用する場合、その利用対象者は下記ア～エに限ることとし、営業者は利用者に対して、利用申込書等（別添例）への記載を求め、下記ア～エにより確認すること。また、利用申込書等は、確認したことの記録として2年以上保存すること。

ア 夫婦

各人について、住所及び氏名が記載された下記書類により本人確認すること。

確認書類 住民基本台帳カード、運転免許証、旅券（パスポート）、乗員手帳、各種年金手帳、各種福祉手帳、各種健康保険証、医療受給者証、母子健康手帳、身体障害者手帳、印鑑登録証明書、その他官公庁から発行・発給された書類

イ 親とその10歳未満の子

親とその10歳未満の子との入浴であることを対面で確認すること。

ウ 祖父母とその10歳未満の孫

祖父母とその10歳未満の孫との入浴であることを対面で確認すること。

エ 介助を要する者とその家族

介助を要する者との入浴であることを対面で確認すること。

付 則

この要領は、平成20年1月11日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。